

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和 8 年 6 月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	適切な契約書により契約を締結するよう是正を求めたもの 今回の監査で、こども青少年局の借入契約に関する書類を確認したところ、調査対象契約である令和 6 年度の「大型コンロ 1 ほか 4 点（阿武山学園）借入」において、公募型比較見積の実施に当たり、物品借入契約書を使用することを公告していたものの、実際の契約締結は、物品供給見積書をもって代用していた。 【指摘事項】 こども青少年局は、契約書を作成することの趣旨を改めて認識した上で、物品の借入れでは契約書を使用して契約を締結するよう、関係職員に周知徹底し、運用されたい。	毎年度、こども青少年局契約事務審査会に諮った上で更新・通知する「こども青少年局契約方針」において、契約書作成の意義及び契約種別ごとの契約書の省略可否を追記することとした。 上記の内容を追記した令和 8 年度の「こども青少年局契約方針」について、令和 8 年 3 月 24 日のこども青少年局契約事務審査会で承認を受け、同 26 日付けで局内関係職員に周知した。 なお、契約事務を担当する職員には取り急ぎ当該内容を共有しており、同種の令和 7 年度契約では物品借入契約書を使用して契約を行っている。	措置済	令和 8 年 3 月 26 日